

環境にやさしい買い物運動実行委員会会則

平成14年7月30日制定

平成15年3月24日制定

平成17年5月28日制定

平成18年3月17日制定

平成19年6月 1日制定

(名称)

第1条 本会は、環境にやさしい買い物運動実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、家庭から出るごみを減らすため、「買い物」の段階でごみ減量につながる仕組みづくり等に、消費者、事業者、報道機関及び行政が一体となって取り組みながら、環境を意識して行動する消費者（グリーンコンシューマー）の拡大を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境にやさしい買い物運動の事業計画の策定に関すること。
- (2) 環境にやさしい買い物運動の事業実施に関すること。
- (3) その他前2号の事業実施に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、環境にやさしい買い物運動の趣旨に賛同する別表に掲げる者及び団体を組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員が互選する。
 - 3 副会長及び監事は、会長が委員会の同意を得て選任する。

(顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は、会長、副会長、委員をもって構成する。

2 会議は会長が招集し、議長となる。

3 会議は、第3条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事業を審議し、決定する。

(1) 事業運営の基本方針に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 本会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他事業の推進に関して重要な事項に関すること。

(議事)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決事項)

第11条 会長は、事業の円滑な推進を図るため必要な事項について専決することができる。

(企画幹事会及び専門部会)

第12条 委員会に企画幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、事業の内容及び方法等について企画・検討し、事業の円滑な運営を図る。

3 幹事会は、座長及び幹事をもって組織し、会長が委嘱する。

4 会長は、専門的事項を検討するため、専門部会を設置することができる。

(会計)

第13条 委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第14条 委員会の出納は、翌年度の4月20日をもって閉鎖する。

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するため、事務局を新潟県県民生活・環境部県民生活課内に置く。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は平成14年7月30日から施行する。

この会則は平成15年3月24日から施行する。

この会則は平成17年5月28日から施行する。

この会則は平成18年3月17日から施行する。

この会則は平成19年6月 1日から施行する。

環境にやさしい買い物運動実行委員会

区分	職名	所 属	氏 名
行政 (5)	会長	新潟県県民生活・環境部長	棚橋 進
	副会長	新潟県県民生活・環境部副部長	山本 進一
	委員	新潟県教育庁参事・義務教育課長	加藤 誠雄
	委員	新潟県市長会事務局長（新潟県町村会事務局長兼務）	石田 英紀
事業者 (12)	委員	新潟県商工会議所連合会事務局長	小沢 謙一
	委員	新潟県商工会連合会専務理事	久住 和裕
	委員	新潟県中小企業団体中央会専務理事	和田 広次
	委員	社団法人新潟県食品産業協会会長	栗山 清
	委員	全国農業協同組合連合会新潟県本部事業改革推進部長	吉原 学
	委員	社団法人新潟県食品衛生協会会長	加島 長作
	委員	新潟県商店街振興組合連合会理事長	早川 昭男
	副会長	株式会社ウオロク総務部長（新潟県スーパーマーケット協会）	吉野 豊之助
	委員	イオン株式会社ジャスコ新潟店副店長（日本チェーンストア協会）	川上 芳雄
	委員	清水商事株式会社総務課長（（社）日本セルフ・サービス協会）	中山 直士
委員	株式会社大和新潟店総務部長（日本百貨店協会）	渡辺 文雄	
消費者 (7)	副会長	特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長	吉村 洋子
	委員	新潟県生活学校連絡協議会会長	馬場 道子
	委員	新潟県地区衛生組織連合会代議員	笛木 稔
	委員	新潟県食生活改善推進委員協議会副会長	平山 良子
	委員	新潟県農山漁村女性交流協議会理事	村山 美恵子
	委員	新潟県生活協同組合連合会常務理事	大橋 達一
	委員	新潟県女性21世紀政策塾 エコネット21	島田 伸子
環境団体	委員	特定非営利活動法人環境NPO良環 代表	川瀬 和敏
	委員	財団法人こしじ水と緑の会理事	平澤 聡
報道機関 (13)	委員	株式会社新潟日報社総務局総務人事部部長代理	水本 裕之
	委員	株式会社朝日新聞新潟総局長	六分一 眞史
	委員	株式会社毎日新聞社新潟支局長	萩原 佳孝
	委員	株式会社読売新聞社新潟支局長	寺口 信二
	委員	株式会社産経新聞社新潟支局長	藤原 保雄
	委員	株式会社日本経済新聞社新潟支局長	北川 和徳
	委員	日本放送協会新潟放送局企画総務副部長	高津 栄和男
	委員	株式会社新潟放送報道制作局長	嘉瀬 清
	委員	株式会社新潟総合テレビ報道制作局長	青山 道夫
	委員	株式会社テレビ新潟放送網経営企画局長	熊倉 啓一
	委員	株式会社新潟テレビ21取締役営業局長	松本 仁
	委員	株式会社エフエムラジオ新潟放送放送課長	古山 洋
委員	新潟県民エフエム放送株式会社放送営業部長	佐藤 宣彦	
(2)	監事	新潟県市長会事務局次長	清野 慶一
	監事	新潟県出納局管理課課長補佐	高野 聡

(順不同)

別紙

環境にやさしい買い物運動実行委員会会則第7条第2項の規定により会長の職務を代理する副会長の順序は、次のとおりとする。

氏名	代理の順序
副会長 山本 進一（新潟県県民生活・環境副部長）	第1順位
副会長 吉野 豊之助（株式会社 ウオロク総務部長）	第2順位
副会長 吉村 洋子（特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長）	第3順位

別紙

環境にやさしい買い物運動企画幹事について

環境にやさしい買い物運動実行委員会会則第12条により、下記のとおり委嘱します。

記

H. 19. 6. 1現在

区分	役職名	所属・職名等	氏名
行政	座長	新潟県県民生活・環境部 県民生活課長	佐々木 稔
	幹事	新潟県教育庁義務教育課指導主事	桑原 みほ子
	幹事	上越市市民生活部生活環境課長（新潟県市長会）	矢澤 正勝
	幹事	聖籠町生活環境課長（新潟県町村会）	肥田野 繁晴
事業者	幹事	亀田製菓株式会社常勤監査役（社団法人新潟県食品産業協会）	松田 康弘
	幹事	全国農業協同組合連合会新潟県本部事業改革推進部企画課長	浅井 昇
	幹事	社団法人新潟県食品衛生協会専務理事	樺澤 与志瓘
	幹事	株式会社原信HTS・CSR室長（新潟県スーパーマーケット協会）	丸山 将範
	幹事	イオン株式会社ジャスコ新潟店副店長（日本チェーンストア協会）	川上 芳雄
	幹事	清水商事株式会社総務課長（（社）日本セルフ・サービス協会）	中山 直士
	幹事	株式会社大和新潟店人事部長（日本百貨店協会）	渡辺 文雄
消費者	幹事	特定非営利活動法人新潟県消費者協会事務局長	松井 まゆみ
	幹事	巻生活学校運営委員長（新潟県生活学校連絡協議会）	多賀 良
	幹事	新潟県生活協同組合連合会事務局長	大橋 達一
	幹事	新潟県女性21世紀政策塾 エコネット21	島田 伸子
環境団体	幹事	特定非営利活動法人環境NPO良環 代表	川瀬 和敏
	幹事	財団法人こしじ水と緑の会理事	平澤 聡
報道	幹事	株式会社新潟日報社総務局総務人事部部長代理	水本 裕之

（順不同）